

クマなどの目撃情報が多くなっています 鳥獣被害から身を守りましょう

今年度もハクビシンやニホンジカ、ツキノワグマによる農作物への被害が発生しています。町では、鳥獣被害防止のために猟友会会員により「山田町鳥獣被害対策実施隊」を組織し、有害鳥獣駆除活動を行っています。皆さんも自身の体や大切な農作物を守るために対策を行いましょ。

◎ツキノワグマ

ツキノワグマの出没件数は増加しており、実施隊員による捕獲だけでなく被害防止が困難な状況にあります。わなを仕掛けたり銃器を使用したリする有害鳥獣の捕獲は、最後の手段といえる対策です。各家庭や事業所において、生ごみや漬物樽、中身が残ったジュースの缶など、ツキノワグマのエサとなるようなものを外に置かない、電気柵等で農作物を守るなど、個人での対策も必要です。

◎ニホンジカ、ハクビシン

ニホンジカやハクビシンについては、増えすぎた個体数を調整するため積極的な捕獲をしなければならぬ現状にあります。このため、鳥獣被害対策実施隊だけでは被害の防止が困難であり、農業者自らが農作物を守らなければならぬ状況へと変わってきています。

効果的な手段の一つとされる電気柵の設置により被害を防止するだけで



なく、地域で出没状況や防止対策の情報を共有するなどして、鳥獣被害防止の意識を高めていく必要があります。

被害発生との連絡や対策の要望は、町で鳥獣被害防止対策を推進する上で重要な情報となります。鳥獣による被害が発生した場合、できるだけ詳しくその状況について町農林課へご連絡ください。

◆連絡先・問い合わせ 町農林課 農業振興係 ☎82-3111 内線213 へどうぞ。

電気柵の設置について

電気柵の設置は、鳥獣被害から農作物を守る最も効果的な手段の一つとされています。

町では、今年度より有害鳥獣による農作物への被害を防止するための電気柵などの購入経費の補助を行っています。購入・設置をお考えの方は、町農林課までご相談ください。

- ▷事業名 山田町農作物被害防止対策事業
- ▷対象者 町内に住所を有する農業者、農業者の組織する団体
- ▷補助額 購入経費の3分の2以内（上限6万円）
- ▷事業期間 来年3月31日まで

◎電気柵設置に伴う注意点

電気柵を設置する際には、以下の点を守ってください。

- ①電気柵を設置する場合は、周囲の人が簡単に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと
- ②電気柵の電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の100ボルト等）から供給する時は、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用すること

- ③電気柵を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合、30ボルト以上の電源から電気を供給する時には、危険防止のために15ミアンペア以上の漏電が起こった時に、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を施設すること
- ④容易に開閉する箇所に、専用の開閉器（スイッチ）を施設すること

—電気柵には触れないでください！—

最近、県外で鳥獣被害防止のために設置された電気柵に起因する死亡事故が発生しました。これを受けて町では、町内全域で設置されている電気柵の安全点検を行った結果、不適切箇所はありませんでした。

電気柵は、生命に危険が無い程度の電気が流れていますが、素手などで触れた際には痛みがありますので、むやみに手を触れないでください。また、不適切なものを見かけたら、町農林課までご連絡ください。

◆相談先・問い合わせ 町農林課 農業振興係 ☎82-3111内線213 へどうぞ。



鳥獣被害の防止に効果的な電気柵